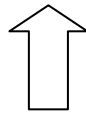


第2章 市議会議員の活動について

(市議会議員の活動) (案)

市議会議員は、自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 自らの議会活動を市民に説明すること。
- (4) 自らの資質の向上に努めること。



○市議会議員の活動について (考え方)

静岡市自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務とは、

・市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、

- ①総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、
市民の信託にこたえる
- ②市民自治によるまちづくりの推進のため、
政策立案能力の一層の向上に努める

} ためにする活動。
「〇〇すること。」

各会派の意見

(自民党)

- ・市民の意見の把握に努めること（１）
- ・政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと（２）
- ・自らの資質の向上を図ること（４）

(新政会)「あり方研究会の案」

（あり方研究会の案を一文に要約）

- ・市議会と市民との連携を担うこと（１）
- ・民意を堅実に受け止めること（１）
- ・総合的な視点に立って議員相互間で積極的に討議すること（市議会の活動(1)）
- ・市政に関する施策を具体化すること（市議会の活動(1)）
- ・常に自己研さんすること（４）
- ・自らの資質の向上に努めること（４）
- ・市民の代表として、公正かつ誠実に市民自治のまちづくりの実現に向けた議員活動を行うこと（役割、責務②）
- ・市議会に関する情報を市民に説明すること（３）
- ・市民が市議会を見聞しやすい環境づくりに努めること（市議会の活動(2)(3)）

(公明党)

- ・市民の意見を的確に把握すること（１）
- ・市民にわかりやすい説明をすること（３）

(共産党)

- ・市民との討論（３）
- ・調査研究をした上で、積極的な政策提案する（２）
- ・市民全体の福祉向上（この条例の目的）

(静友クラブ)「あり方研究会の案」

(虹と緑)

- ・市民の意見をどう調整するかが問題

(市民自治福祉クラブ)「あり方研究会の案を３点ぐらいに」

(市民クラブ)「基本的にあり方研究会の案」

- ・市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと（川崎市議会参考）（前段は役割、責務①、後段は（３））
- ・市議会に関する情報を市民に説明するなど、市議会について市民の関心を高めること（制度等検討会案）（市議会の役割、責務）

(清庵クラブ)「自民党に同じ」